

天理市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例における 住民説明会のためのガイドライン

【初版 令和4年4月1日】

【第2版 令和4年8月16日】

1. はじめに

太陽光発電は、脱炭素化対策の主要な手段として活用されています。しかし、一部の市町村では、設置によって住民トラブルが発生しています。

ゼロカーボンシティを宣言し、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す天理市では、再エネ推進と地域との調和、自然環境の維持を図るため、「太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」（以下、「条例」）を令和4年3月（施行は令和4年7月1日から）に制定しました。

※ 条例の内容等は、条例、施行規則、条例の解説等によりご確認ください。

2. 本ガイドライン作成の目的

住民トラブルを未然に防ぎ、太陽光発電設備の適正な設置・運営のためには、地域住民と事業者が適切なコミュニケーションを図り、互いに理解を深めることが大切です。このために、条例では、住民説明会の開催を義務付けているところです。

そこで、他市町村の例も参考にしながら、太陽光発電設備の設置計画に関する住民説明会が開催される際に、地域として留意すべき点を整理しました。

場所や規模、周辺の状況により、また、それぞれの事業ごとに、課題も異なればその対策も地域に即した検討が必要になりますが、そうした検討の参考として地域の皆様や事業者にご利用いただければと考えます。

3. 住民説明会までの手順について

（1）住民説明会の対象区域の設定

①市から校区の区長会長に、太陽光発電設備計画の情報提供を行ったうえで、設置場所の地区はどの自治会であるかを、照会させていただきます。

②市は①をもとに、設置場所の区長にも市から情報提供を行います。その際、市内の別地区の住民で土地を所有・占有している人が判明した時は、その地区の区長に情報提供を行います。

③①及び②の結果、市は事業者に対して別添1「説明会対象区域設定書」を交付し、また校区の区長会長には別添2「説明会対象区域設定書発送のお知らせ」を通知いたします。

（2）事業者は、市への事業届出書の提出の際、説明会実施状況報告書（様式第6号）の添付が必要となりますので、説明会の開催日時や参集範囲、参加人数、

出された質問内容やそれに対する説明などを記録しておきましょう。

4. 太陽光発電設備設置に係る主な留意事項・確認事項

(1) 用地の売却又は賃貸等の前に

(ア) **予定地は、災害発生のおそれのある場所や、景観や自然環境などに大きな影響を及ぼす場所ではありませんか？**

- 事業予定地が「事業禁止区域」「抑制区域」に該当するかどうか、事前相談・事前協議の段階で確認しておきましょう。また、「抑制区域」においては、各担当部署における届出等、必要な手続きの確認もおきましょう。末尾に記載の別添3「区域に対する問合せ機関」をご活用ください。
- 地権者の方は、太陽光発電設備の設置に適した場所かを一度お考え下さい。

(イ) **契約の相手は、地域との対話を大切にし、適正な設置・維持管理、また発電事業終了後の設備の処分がきちんとできる事業者ですか？**

- 契約の内容や対応、過去の実績、資本の確かさ、設備への保険の有無等、できるだけ多くの情報により、判断しましょう。
- 許認可等の必要な手続きをきちんと行うことができる事業者であるか確認しましょう。
- 賃貸借契約の場合は、契約期間終了後の土地の返却方法等についても契約内容に含めておきましょう。

(2) 設置方法と自然環境、風土、風景など環境との共生・調和について

(ア) **道路や隣地境界から後退し、空間の確保に努めた計画となっていますか？**

(イ) **景勝地やビューポイント、観光資源等を大きく損なう場所への設置ではありませんか？**

- 植栽の確保等、観光や景観への配慮について確認しましょう。

(ウ) **発電設備及び付随する設備の色彩やデザイン、配置等は、周辺の環境と調和した計画となっていますか？**

- 特に、フェンスの形状や高さ、色は、周辺景観への影響も大きいので、十分検討しましょう。また、フェンスへの看板等の設置は、管理者の連絡先や注意喚起など必要最小限とし、広告看板等の設置は防止しましょう。

(3) 災害発生の防止と発生時の対策について

(ア) **土地の形質変更や立木の伐採を最小限とした計画となっていますか？**

- 切土盛土をしたり斜面の立木を伐採したりする場合、土砂流出等への対策が十分検討されているか確認しておきましょう。斜面や周囲の状

況等により、適切な位置に溝や土留め等の設置を検討し、沈砂池の設置が必要な場合もあります。

(イ) 雨水を敷地内で処理できる対策がされていますか？

- 多くのパネルを設置することにより雨水等が集まり、浸透しにくくなることもあるようです。調整池や地下浸透施設等の設置の検討が必要な場合もあります。

(ウ) 万一の事故や災害などで、周辺住民に被害が及んだ場合の対策（緊急対応の体制や保険等）はされていますか？

- ※ 事業者の方へ…令和3年4月1日から、小出力発電設備（太陽光：10～50Kw 未満）についても経済産業省への事故発生時の報告義務が課されています。

(4) 光害、騒音や安全への対策について

(ア) 反射光の影響が及ぶ範囲が検討され、パネルの素材や設置場所、設置角度が設計されていますか？

- 防眩処理のされたパネルか確認するとともに、季節や時間帯によって反射光の影響が及ぶ範囲が変わることにも留意しましょう。

(イ) 工事中の大型車の通行等の安全対策はされていますか？

- 通学路など、場合によっては警備員の配置等の検討が必要な場合があります。

(ウ) 突風等、強風に対する対策はされていますか？

- 架台が強風等あるいは長期間の設置に耐える強度を備えた構造であるか確認しましょう

(エ) 施設へのフェンスの設置等、立入防止や安全を守る対策がされていますか？

- 特に通学路等に面した場所では、安全確保への十分な配慮を確認しましょう。

(5) 維持管理等について

(ア) 場所に合わせた除草対策や除草管理あるいは防虫対策など、安全で計画的な環境管理が計画されていますか？

- 除草剤の周囲への影響等にも留意しましょう。

(イ) 除草対策や維持管理を考慮した設備やフェンス、植栽などの設計がされていますか？

- フェンスと道路の間に除草作業スペースを取るなど、維持管理がしやすい設計であるか確認しましょう。

(6) 管理者、相談者等の窓口について

(ア) 管理者が明確にされていますか？

- 連絡先をわかりやすい場所に表示するなど、緊急時等の連絡先をわかるようにしておきましょう。

- 事業者が発電設備を分譲したり賃貸したりする計画の場合、全体の維持管理や管理責任、発電終了後の設備の処理等について十分確認しておきましょう。

(イ) 相談窓口は確保されていますか？

- 周辺住民からの苦情等が発生した場合の窓口や、それに対応する体制が確保されているか確認しましょう。

(7) 事業終了後の措置について

(ア) 期間終了後などの設備の処分等の計画はされていますか？

- 事業を行う期間を確認しておきましょう。
- 設備が放置されてしまうことのないよう、役目を終えた老朽化した設備の後処理や、敷地の復元等について確認しておきましょう。
- ※ 事業者の方へ…事業終了後は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」、「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）」及び「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室）」に基づき、事業者の責任において適正に処理してください。
- ※ 事業者の方へ…撤去及び廃棄物の処理費用に充てる費用を、計画的な積み立て等の方法により確保してください。積み立て状況が確認できる通帳等の報告を求めることがあります。

(8) 地域との協調について

(ア) 地域と事業者が良好な関係を築くよう努めましょう。

(イ) 説明会等で合意した事項は、双方とも誠意をもって履行しましょう。

- やむを得ず合意事項や説明をした内容の変更が必要となった場合においては、あらためて変更内容を説明するなど誠意ある対応をしましょう。

(9) 農業用ため池に水上設置型太陽光発電設備を設置する場合の追加事項

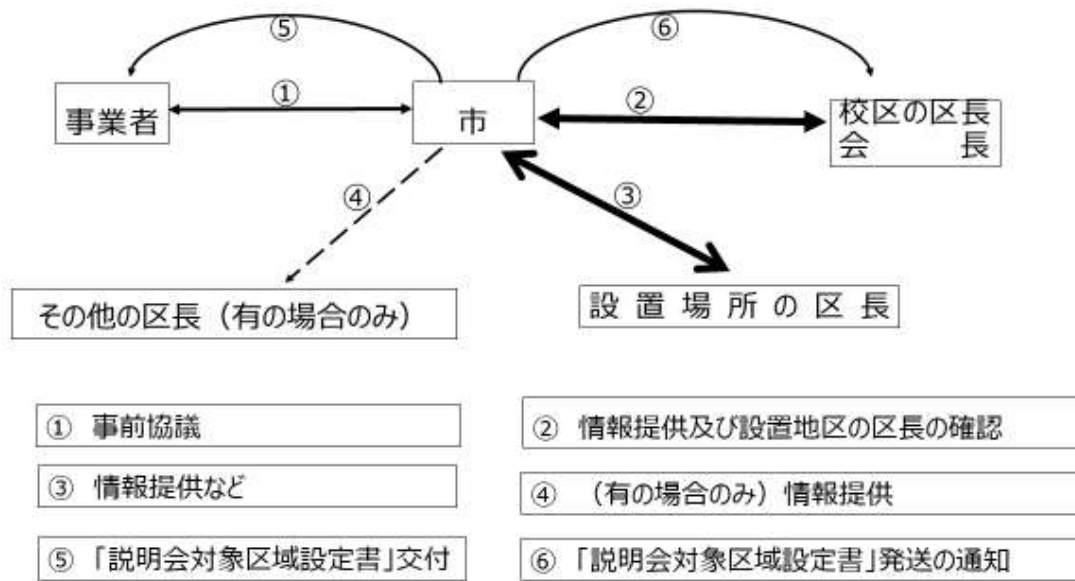
(ア) 農業用水等の利水のための管理や草刈り等の日常管理に支障はありませんか？

(イ) アンカー等の支持物が、堤体、洪水吐き、取水設備等の構造上の安定性や治水機能を損ないませんか？

(ウ) 生態系、伝統文化、レクリエーション活動等のため池の多面的機能を損ないませんか？

- ※ 特定農業用ため池の堤体や岸の形状変更、水底の掘削等を行う場合には、奈良県知事の許可が必要です。

事前協議から説明会への流れについて



(別添 1)

天環 第 号
令和 年 月 日

< 事業者名 > 様

環境政策課長

説明会対象区域設定書

下記 1 を事業区域とする太陽光発電事業について、天理市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 12 条の規定により開催する説明会は、下記 2 の区域の住民のうち事業区域から 100m 以内に存する土地又は建物の所有者、占有者その他当該事業により生活環境に著しく影響を受けるおそれのある方を対象としてください。

記

1. 事業区域
2. 対象区域

以上

(別添 2)

事務連絡
令和 年 月 日

〇〇校区区長会長 様

環境政策課長

説明会対象区域設定書発送のお知らせ

下記 1 の事業者による下記 2 を事業区域とする太陽光発電事業について、別紙のとおり説明会対象区域設定書を発送しましたことをお伝えします。

記

1. 事業者
2. 事業区域

以上

(別添 3)

区域に対する問い合わせ機関について			
事業禁止区域について		天理市内該当の有無	問い合わせ機関
			(簡易) 詳細
(1)	砂防指定地	○	(県) 奈良土木事務所管理課 河川管理係
(2)	保安林	○	(市) 農林課 (県) 中部農林振興事務所
(3)	地すべり防止区域	×	(県) 奈良土木事務所管理課 河川管理係
(4)	急傾斜地崩壊危険区域	○	(県) 奈良土木事務所管理課 河川管理係
(5)	土砂災害特別警戒区域	○	奈良県土砂災害・防災情報システム
抑制区域について		天理市内該当の有無	問い合わせ機関
			(簡易) 詳細
(1)	宅地造成工事規制区域	○	(市) 都市整備課 (県) 建築安全推進課 開発指導係
(2)	河川区域	○	(県) 奈良土木事務所管理課 河川管理係
	河川保全区域	○ (大和川本流)	
(3)	土砂災害警戒区域	○	奈良県土砂災害・防災情報システム
(4)	国定公園の区域	○ (大和青垣国定公園)	(市) 産業振興課 (県) 景観・自然環境課
(5)	景観保全地区	×	(県) 景観・自然環境課
(6)	風致地区	○	(市) 都市整備課
(7)	重点景観形成区域 (第 1 種特定区域)	○	(市) 環境政策課 (県) 景観・自然環境課
(8)	歴史的風土保存区域	○	(市) 都市整備課
(9)	史跡名勝天然記念物が所在する区域	○	(市) 環境政策課 (市) 文化財課
	周知の埋蔵文化財包蔵地	○	
(10)	奈良県指定史跡名勝天然記念物	○	(市) 環境政策課 (市) 文化財課
(11)	天理市指定文化財 (記念物に限る)	○	(市) 環境政策課 (市) 文化財課
(12)	農用地区域	○	(市) 農林課
	甲種農地	○	(市) 農業委員会
	第 1 種農地	○	
(13)	鳥獣保護区	×	(県) 農業水産振興課

※ 天理ダム上流側で事業実施をご検討の際は、太陽光発電設備の設置に係る事業禁止又は抑制区域の判定とは別に、天理市水道水源保護条例第 2 条に規定する対象事業場に該当するかの判定について、上下水道局との協議が必要となります。(お問い合わせ機関：(市) 上下水道局 総務経営課)